

愛媛県公告式条例の一部を改正する条例案新旧対照表

愛媛県公告式条例（昭和25年9月1日条例第25号）の一部改正

本則に係る部分

新	旧
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 条例は、愛媛県報に掲載して公布する。<u>ただし、天災、事変その他特別の事情により、愛媛県報に掲載することができないときは、県庁前の掲示板及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。</u></p> <p><u>(愛媛県報の発行)</u></p> <p>第6条 愛媛県報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が愛媛県報に掲載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものとする。</p> <p>2 前項に規定する方法による愛媛県報の発行は、<u>愛媛県報に掲載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により愛媛県報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。）をもつて愛媛県報を発行することができる。</u></p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 条例は、愛媛県報に登載して公布する。<u>但し</u>、天災、事変その他特別の事情により、愛媛県報に登載することができないときは、<u>県庁前の掲示板及び公衆の見易い</u>場所に掲示してこれに代えることができる。</p>

財政事情の公表に関する条例（昭和23年4月30日条例第11号）の一部改正 附則第2項に係る部分

新	旧
<p>第4条 財政事情の公表は、愛媛県報への掲載その他適当な方法により_____行う。</p>	<p>第4条 財政事情の公表は、県公報登載_____その他適当な方法によりこれを行う。 <u>前項の県公報は、その発行の日から6箇月間、何人も、知事の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。</u> <u>前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、知事がこれを定める。</u></p>

愛媛県県民賞条例（昭和32年10月2日条例第40号）の一部改正 附則第3項に係る部分

新	旧
<p>(功績の顕彰) 第7条 知事は、県民賞を授与された者の氏名、功績その他必要な事項を愛媛県報に掲載して公示するほか、その功績の顕彰について必要な措置を講じなければならない。 2 省略</p>	<p>(功績の顕彰) 第7条 知事は、県民賞を授与された者の氏名、功績その他必要な事項を県公報に登載して公示するほか、その功績の顕彰について必要な措置を講じなければならない。 2 省略</p>

愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年4月1日条例第15号）の一部改正 附則第4項に係る部分

新	旧
<p>(入居者の公募の方法) 第3条 知事は、一般県営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によつて行うものとする。 <u>(1) 愛媛県報への掲載</u> (2)~(5) 省略 2 省略</p>	<p>(入居者の公募の方法) 第3条 知事は、一般県営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によつて行うものとする。 <u>(1) 県報登載</u> (2)~(5) 省略 2 省略</p>

愛媛県監査委員条例（昭和39年3月19日条例第13号）の一部改正 附則第5項に係る部分

新	旧
<p>(公表の方法) 第11条 監査の結果又は勧告の内容の公表、監査請求の要旨の公表そ</p>	<p>(公表の方法) 第11条 監査の結果又は勧告の内容の公表、監査請求の要旨の公表そ</p>

新	旧
の他法令の規定に基づき監査委員が行う公表は、愛媛県報に掲載して行う。この場合において、法第75条第2項及び第3項並びに第252条の39第3項及び第13項の規定に基づく公表は、県庁前の掲示板への掲示その他の監査委員が定める方法によるものを併せて行う。	の他法令の規定に基づき監査委員が行う公表は、愛媛県報に登載して行う。この場合において、法第75条第2項及び第3項並びに第252条の39第3項及び第13項の規定に基づく公表は、県庁前の掲示板への掲示その他の監査委員が定める方法によるものを併せて行う。